

震災対策  
(目的等)

第1条 この計画は、名古屋市が強化地域の指定をうけたことにより、消防法施行規則第3条第3項の規定に適合させるためのものであり、この震災対策を定め地震による被害の軽減、混乱防止を図ることを目的とする。ただし防災教育及び訓練等にあつては、防火教育及び消防訓練も含むものとする。

(震災予防措置)

第2条 各従業員は地震時の被害を軽減又は防止するために日頃から事務機器、家具等の転倒防止、窓ガラスの飛散防止措置等を行い、帰宅困難な従業員の発生を考慮して飲料水(1日一人3ℓ)、非常食等の備蓄品を確保し定期的に点検する。

地震が発生した場合には、従業員は自身の安全を守ることを第一とし、次に火気使用器具の器具栓等の閉止を行い、二次災害発生防止に努める。

(判定会招集から警戒宣言が発令されるまでの措置)

第3条 判定会招集の情報を知った従業員は、直ちに防火管理者等に報告する。

- 2 報告を受けた防火管理者等は、テレビ、ラジオ等を通じて情報確認のうえ、自衛消防隊の任務分担を確認するとともに、出火防止応急措置及び設備の点検等必要な事項の指示を行う。
- 3 判定会招集情報を外来者へ伝え、帰宅を促す。
- 4 警戒宣言発令時の公共交通機関の運行停止を考慮し、帰宅困難が予想される従業員を早期退社させるとともに、残留者を確認する。

(警戒宣言発令時の対応策)

第4条 東海地震に関する警戒宣言が発令された場合、原則として営業は中止するものとする。  
2 自衛消防隊は、次の活動を行う。

自衛消防隊長

(近藤 寛)  
防火管理者

(1) 情報連絡班 (近藤 中江)

言が発令された旨の情報伝達を行う。外来者への情報伝達にあつては、混乱防止を図るため避難誘導班を配置させた後に行う。

(2) 消火班 (近藤 亮)

火気使用設備・器具の使用は原則として禁止し、やむを得ず使用する場合は、最小限として監視人を置く等の措置を行う。また震災予防措置の確認並びに非常時出品の準備を行う。

(3) 避難誘導班 (野田 明美)

外来者が混乱しないで、退出できるよう誘導する。

- 3 勤務時間外に警戒宣言が発令された場合は、防火管理者及び事前に指定されたものは自主的に出社するものとし、それ以外の従業員は自宅待機とする。
- 4 警戒宣言発令時は、必要な保安要員等を除き、従業員を退社させるものとする。

(防災教育等の実施)

第5条 防火管理者は、従業員に対して防火・防災等に関する教育及び訓練を実施し、その結果を保存しておくものとする。

この地震防災規定は、従前からの消防計画に追加するものとする。

## 滝の水保育園地震防災応急計画

### 第1節 計画の目的、適用範囲

#### (目的)

第1条 この計画は、名古屋市が大規模地震対策特別措置法（以下「大震法」という。）第3条第1項に規定する地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）に指定、公示されたのを受け、滝の水保育園における震災対策を定めることにより地震による混乱防止、発災後の被害軽減を図ることを目的とする。

#### (諸規定との関係)

第2条 震災対策については、別に定めのある場合を除き、この計画の定めによる。ただし防災教育及び訓練等にあつては、防火教育及び消防訓練も含むものとする。

#### (適用範囲)

第3条 この計画は、当施設に勤務し若しくは、出入りするすべての者に適用する。

### 第2節 震災予防対策及び地震発生時の行動

#### (震災予防措置)

第4条 地震時の災害を軽減又は防止するため、日頃から次のような措置を実施するものとする。

- (1) ロッカー、大型収納庫等の転倒防止措置を行う。
- (2) 窓ガラス、看板等の落下、飛散防止措置を行う。
- (3) 火気使用設備・器具からの出火防止措置を行う。
- (4) 危険物等の流出、漏えい防止措置を行う。
- (5) 高所に置かれた重量物にあつては、極力低所に移動又は、確実に固定する。
- (6) 震災（災害）用の備蓄品を確保するとともに、定期的に点検する。

| 備蓄品目                                      | 数量          | 備蓄場所 |
|---|-------------|------|
| 飲料水（1人1日あたり3リットル）                         | 20×60本      | 事務所  |
| 非常用食料（缶詰、乾パン等）                            | 200食分       |      |
| 応急手当セット（三角布、包帯、医薬品、ばんそうこう、ガーゼ、はさみ、ピンセット等） | 事務所<br>各保育室 | 各保育室 |
| 懐中電灯、予備乾電池                                | 3個          |      |
| 携帯用ラジオ（携帯用テレビ）、予備乾電池                      | 2個          |      |
|   |             | 給食室  |

(7) 次の救助、救出用資機材を確保するとともに、定期的に点検する。

| 救助、救出用資機材品目 | 数量     | 保管場所 |
|-------------|--------|------|
| シャベル (スコップ) | 3本     | 園舎北側 |
| つるはし        | 1本     |      |
| ハンマー        | 1本     |      |
| 金てこ、鉄パイプ    | 1本     |      |
| ロープ         | 30m×3本 |      |
| ヘルメット       | 3個     |      |
| 軍手          | 20組    |      |

(注) なお備蓄品内飲料水及び非常食にあつては、帰宅困難等により施設内に滞留が予想される職員数及び園児数を満たす数量を確保する。

また救助、救出用資機材の数量にあつては、保安要員数を満たす数量を確保する。

(地震発生時の安全措置)

第5条 地震が発生した場合、職員は次の措置を講じるものとする。

- (1) 地震発生直後は、職員は園児の安全確保を行うとともに職員自身の安全確保に努める。
- (2) 火気使用設備・器具の直近にいる職員は、元栓、器具栓の閉止及び電源遮断を行い、各火元責任者はその状況を確認する。
- (3) 防火担当責任者は、火災等二次災害の発生を防止するために建物、火気使用設備・器具、危険物施設等について点検・検査を実施し、防火管理者に報告するとともに、異常が認められた場合は応急措置を行う。
- (4) 各設備・器具は、安全を確認した後に使用する。

(地震発生後の活動)

第6条 地震発生後において自衛消防隊は、次の活動を行う。

(1) 情報収集・伝達

通報連絡係は、次のことを行う。

ア テレビ、ラジオ等により情報の収集を行う。

イ 混乱防止を図るため、必要な情報は園児に知らせる。

(2) 警戒巡視

消火係は、次のことを行う。

ア 火災発生の警戒及び被害状況の把握のため、建物内を巡視する。

イ 落下、倒壊した物品で避難上障害となるものを除去する。

ウ 建物内の被害状況等を防火管理者に報告する。

(3) 避難誘導

避難誘導係は、園児の混乱防止に努めるとともに次のことを行う。

ア 園児を落ち着かせ、原則自衛消防隊長から指示があるまで待機させる。

- イ 園児の避難誘導を行う場合には、落下物からの頭部保護、倒壊物等による転倒防止等必要な指示を行う。
- ウ 園児を広域避難所「滝の水公園」まで誘導する場合は、先頭と最後尾に職員等を配置して行う。
- エ 避難にあたっては、車両等を使用せず全員徒歩によるものとする。

### 第3節 注意情報発表から警戒宣言発令までの措置及び警戒宣言発令時の対応

(注意情報発表から警戒宣言発令までの措置)

第7条 大震法に基づく東海地震注意情報（以下「注意情報」という。）発表の情報を知った職員は、直ちに園長に報告する。

- 2 報告を受けた園長は、テレビ、ラジオ等を通じて情報確認のうえ、職員に対し速やかに、大震法に基づく東海地震に関する警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）が発令された場合の措置、任務分担等必要な事項を伝達指示するものとする。
- 3 園長は、注意情報発表時若しくは警戒宣言発令時の自衛消防活動に係る必要人員の確保を図るものとする。

(注意情報発表時の対応)

第8条 注意情報が発表された場合、次のとおり対応する。

- (1) 注意情報発表時より休園とする。
- (2) 開園中に注意情報が発表された場合には、園児を保護者（保護者から依頼を受けた親族等を含む。）に直接引渡すこととし、引き渡すまでの間は、保育園において保護するものとする。
- 2 自衛消防隊は、次の活動を行う。
  - (1) 情報収集・伝達  
通報連絡班は、次のことを行う。
    - ア テレビ、ラジオ等により情報の収集を行う。
    - イ 職員等に対し、注意情報が発表された旨の情報伝達を行う。
  - (2) 応急対策  
消火班は、次のことを行う。
    - ア 火気を使用する設備・器具の使用は原則として禁止するものとし、やむを得ない場合は、最小限とするとともに、監視人を置く等の措置を行うものとする。
    - イ 窓ガラス等の破損、散乱防止措置を行う。
    - ウ 照明器具、ロッカー、書類棚、OA機器、物品等の転倒・落下防止措置を行う。
    - エ 非常持出品の準備を行う。
  - (3) 安全誘導  
避難誘導班は、次のことを行う。
    - ア 避難通路の確保、非常口の開放等を行う。
    - イ 避難誘導班は、引き取りにきた保護者及び園児が混乱しないで帰宅できるように誘導

する。

(警戒宣言発令時の対応)

第9条 (警戒宣言が発令された場合、原則として第8条に掲げる対応に変更はないが、必要に応じて広域避難場所等への移動を検討すること)

#### 第4節 防災教育及び訓練等

(教育訓練)

第10条 防火管理者は職員等の防火知識並びに消防技術及び震災対応措置の向上を図るため、防火・防災に関する教育及び訓練を行う。

2 防火管理者が行う防火・防災に関する教育は、次により実施する。

(1) 教育の実施時期・区分

| 対象者  | 実施時期     | 実施回数  |
|------|----------|-------|
| 新規職員 | 採用時      | 採用時1回 |
| 職員   | 原則 3月、9月 | 年2回   |
|      | 朝礼時      | 必要の都度 |

(2) 防火・防災教育の内容

防火・防災教育の内容は、次の事項とする。

- ア 火災予防上職員が遵守すべき事項について
- イ 火災発生時の対応(役割、実施事項等)について
- ウ 地震発生時の対応(役割、実施事項等)について
- エ 警戒宣言発令時の対応(役割、実施事項等)について
- オ その他必要な事項について

3 防火管理者が行う防火・防災に関する訓練は、次により実施する。

| 訓練種別 | 実施時期 | 訓練種別 | 実施時期 |
|------|------|------|------|
| 消火訓練 | 年1回  | 震災訓練 | 9月   |
| 避難訓練 | 原則毎月 |      |      |
| 通報訓練 | 年1回  | 総合訓練 | 年1回  |

(訓練の実施、報告)

第11条 防火管理者は、自衛消防訓練の実施にあたり、所轄消防署に対し指導を要請する場合は、火災予防条例に定める消防訓練実施届を提出するものとする。

2 防火管理者は、訓練の実施結果を防火管理台帳に記録しておくものとする。